

平成 30 年度第 1 回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（5 月 24 日開催）
議事録

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今から亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ここで本年 4 月 1 日付けの人事異動で事務局に異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

《事務局職員紹介》

（事務局）

それでは、審議会の開会にあたりまして会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いたします。

（会長）

おはようございます。国の公文書管理の問題が取り沙汰されています。職員の手控えや、復命書の保存、メール等、この辺りは国だけでなく自治体でも出てくる話であり、自治体の現場でも今後「どういうものをどう保存するか」ということが出てくると思います。

本日の協議事項はシステムにクラウド方式を採用するといったものが挙がっています。よろしくお願いたします。

（事務局）

本日の会議につきましては、委員 9 名中 7 名のご出席をいただき、亀岡市情報公開・個人情報保護審議会条例第 5 条第 2 項の規定により過半数の出席を得ておりますので、この審議会が成立することを報告させていただきます。

また、本日の会議は公開として傍聴席を設けており、議事録につきましては、会議要旨を市のホームページ及び市役所 1 階の市民情報コーナーで公開する予定をしておりますので、予めご了承をお願いいたします。

それでは、以降につきましては審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会長に議長として進行をお願いいたします。

（会長）

それでは協議事項 1 件目の「生活保護版レセプト管理システムのクラウド方式採用について」担当の地域福祉課からお願いします。

（担当課）

《資料に基づき説明》

(会長)

この生活保護の部分の医療費に関連するレセプトのやりとりというものを、先ほど説明がありましたように従来は紙媒体、それから過誤調整はCD-ROMの送付という現実的なところでやっていたものが、全国的にオンライン化してクラウド管理するというものに移行するという、他の自治体もほぼ一斉に動いていくというものですよね。

(担当課)

そうですね。徐々にクラウド化の方に移行しています。京都府も実際にクラウド化に向けて動いています。

(会長)

クラウド管理をすると費用はどのような形で発生するのですか。亀岡市が誰に何の名目でお金を払うのですか。富士通エフ・アイ・ピー株式会社に支払うのでしょうか。

(担当課)

「使用料」という形で、お支払いすることになります。

(会長)

最初のレセプト点検・過誤調整の頻度というのは、従来CD-ROMで受け取ったものが、どんな単位でどのくらい再審査請求があったのでしょうか。

(担当課)

再審査請求は基本的に毎月ございまして、支払基金より請求されるレセプトの枚数ですが、毎月だいたい1,500件程度、年間でいうと17,000件から18,000件あります。直近の平成29年度の実績は、実際に再審査請求をするレセプトの枚数につきましては概ね100件弱となっています。それによりまして、医療費で本来支払う必要がない医療費について再審査請求で抑制がかかり、その効果額としては1,800万ほどとなっています。

(会長)

各委員の皆さんいかがでしょうか。

(委員)

厚生労働省が音頭をとって「個々にやるより安いですよ」ということでやっているものですね。十分に色々な方法から検討して、万が一にも遺漏がないように仕組みられていると思いますから、このこと自体には賛成させていただくことになると思うのですが、一つだけ、余分な話ですが、このごろ年金でも何でも色々な情報が大きく漏れる場合がありますよね。今回の場合は富士通エフ・アイ・ピー株式会社の方で漏れる場合があると思いますが、仮に「亀岡市の取扱い件数は、このくらいだった」というくらいなら体制に影響はないですが、個人情報が増えれば、そのことによって賠償請求ができるというような担保はあるの

ですか。制度を利用して、使用料を支払っている限りはあちらに責任があるわけなので。秘密を保持する、それをあちらの責任において情報が流出し場合は、一定の補償をするというか、そういう条項は契約書に書かれているのですか。

(担当課)

個人情報保護に関する誓約書を提出いただくということと、契約の仕様書の方におきまして個人情報の取扱い特記事項も明記させていただくということで、個人情報については適正な管理、保護の徹底を図ります。

(委員)

仕様書に書かれるということはいいのですが、先ほどおっしゃったようにシステム上の問題で個人情報が出たという場合に賠償請求が可能なたちに契約書が作成されているのかというところはどうか。

(担当課)

もちろん、システム上の不備によりまして個人情報の漏洩があれば、請負者側にその責任をおっていただくような契約書を作成させていただく形で考えております。

(会長)

その契約書は富士通エフ・アイ・ピー株式会社と亀岡市が契約するものになるのでしょうか。どのような形で当事者はどうなりますか。

(担当課)

最終的には代理店の方から購入する形になりますので、亀岡市と代理店で契約をかわすという形になります。システム自体は富士通エフ・アイ・ピー株式会社のものを活用せざるを得ない状況です。

(委員)

最終的には亀岡市の議会にあがるのでしょうか。

(担当課)

購入の場合はあがるかもしれませんが、使用料としてお支払いするので議会にはあがりません。

(会長)

他にご質問はありませんでしょうか。

(委員)

質問ではなく確認なのですが、資料の最後のページの一番上「項目詳細」の部分で、「方

書」というのがあるのですが、「肩書」ではないのでしょうか。

(担当課)

例えばマンション名などの「方書」という意味です。「〇〇様方」というような時にも使用します。

(委員)

わかりました。

(会長)

あとは、同じページの絵の「福祉事務所」の部分に市が入るということですよ。

(委員)

2、3点お伺いしたいのですが、まずは文言についてですが、「生活保護版レセプト管理システム」というタイトルになっていますが、文章中では「生活保護等版レセプト管理システム」となっています。「等」には何か意味があるのでしょうか。

(担当課)

本来の正式名称が「生活保護等版レセプト管理システム」となっていますので、表題の「等」が抜けています。

(会長)

生活保護以外に対象があるのでしょうか。亀岡は生活保護の方だけが対象ということでしょうか。

(担当課)

そのとおりです。

(委員)

データセンターというのは、どこに置かれるのでしょうか。管理監督のもとで業務を行うということは、市の査察指導員がデータセンターに行かれるということですか。

(担当課)

データをオンライン上で取りに行くということが管理監督になります。

(委員)

業務にあたる者が適正にしているかどうかを見ているということではないのですね。

もう一点、資料3ページ目ほどの「データの保護」の文言中で、「支払基金が処理した月から5年を経過した後、自動的に削除される」とあるのですが、適宜、亀岡市の判断で6

年にするとか、あるレセプトは残しておくことはできるのでしょうか。

(担当課)

基本的にレセプト自体が5年間という保存期間が決まっているので、市の裁量で10年保存しておくといった理由がありません。基本的には5年が経過したら削除されることとなります。

(委員)

例えば生活保護の不正受給といった場合に、市はレセプトに基づいて支払いをすると思うのですが、資格がないのに支払ったということについては、被保護者から返還を求めるのは5年でいいのですか。

(担当課)

5年というのが時効になります。

(委員)

不正の事実を知った日から5年というのと、不正があった時から5年というのとでは時効の起算年が2通りあるのですが、知った日から5年ということであればレセプトが発生したもっと前ということもありうる訳で、5年で消してしまったら遡って、例えば7年前から不正をしていたというような例については2年間は請求できなくなってしまいますよね。根拠のレセプトがなくなってしまうので。そんなこともあるので、できるだけ長く置いておいた方が不正受給の返還請求という意味では必要ではないかと思えます。

(担当課)

実際に調査して判明した日から5年という形になります。

(委員)

判明した日から5年間は返還請求ができるということですか。10年前から不正をしていたということならどうですか。もう時効になっているので5年間は返還できない、請求できる根拠資料が残っていないということになってしまいます。

(事務局)

データが残っていても5年しか請求できないということになるのですね。

(担当課)

そうです。

(委員)

不正の事実があった日から5年ではなく、市が知った日から5年であれば5年間は過去に

遡って請求できるということですか。

(担当課)

できます。

(委員)

10年前から不正をしていた事実を5年後に知ったということであれば知った日から5年間、亀岡市は請求できますが、請求できる対象の期間というのは10年前からということになるのですか。5年間で消してしまったら返還できないことになってしまいますよね。

(担当課)

確認をした日から5年ということになります。5年で時効になりますので。

(委員)

10年前から不正請求をしていたということが今分かった場合、時効がかかるのは今から5年後ですよね。5年間は請求できるということですので。ところが、レセプトは5年間で削除してしまったら、あと5年間は返還できないですよね。

(担当課)

データは消えてしまいますが、紙で記録しておくことは可能です。

(委員)

データが消えてしまったら出力はできませんよね。

(委員)

民法上の規定は遡及請求権で5年で時効になってしまうという規定に基づいているから5年なのだと思います。例えば勤続30年ですずっと使い込みをしていた人が退職の際に30年前の分まで取り返せるかという、できないはず。時効が成立しているので何年分かしか取り返せない。今回の話についても、また詳しく調べた上で教えていただきたい。

(会長)

短期消滅時効や会計法上の規定があるのですが、自治体の時効の規定が何かという問題と、今委員からあったようにそれを追及するための証拠があるかどうかという問題と、もう一つは、亀岡市は従来の紙媒体とCD-ROMで事務をしていた時代に生活保護の不正受給について、民事訴訟、返還請求の事件をおこしていたのかどうかという問題です。規定の問題、証拠の問題、実際の運用として不正受給が現場でコントロールできているかどうかということになります。架空のことについて議論をしても現時点ではわからないと思います。

(委員)

亀岡市は5年で隣の市は6年ということはないですね。

(会長)

それはありませんよね。規定されてデータ保護が5年となっています。自治体の現場ではおかしいと思っけていても実際には訴訟まで行っていないということはよくあるので、今日はそこまでは。

(担当課)

去年、返還命令で告訴した例はあります。

(会長)

時効は強制執行できたのですか。

(担当課)

時効にかかるような年数ではありませんでした。現在、訴訟中です。

(会長)

ここでは、「生活保護版レセプト管理システム」で、データを外に結合するというこの了承がとれるかどうかですが、他にご意見等ありませんか。

それでは、改めてお諮りします。亀岡市の個人情報保護条例で本来結合が禁止されていますが、公益上の必要があるとして本審議会が認めるということによろしいでしょうか。

《委員了承》

(会長)

それでは、了承とします。

次に、協議事項2件目の「水道料金システムのクラウド方式採用について」担当のお客様サービス課お願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

データセンターとの契約等の事務について教えてください。

(担当課)

今年度に業者選定をしまして、業者は決まっておりますので、来年4月から運用を開始します。それに伴う保守運用管理経費は、元受事業者と契約し、下請けの内容はこちらの方で審査をして、確認します。契約については、運用開始前になりますし、また長期継続契約を

検討しておりますので、議会の関係もあり、早くて今年度の11月から1月ごろに契約予定
です。

(会長)

これは議会案件にあがるのですか。

(担当課)

データセンター一括保守となりますので、最低5年間は運用していくということで、この
ような契約をするために議会で承認を得たうえで進めていく必要があります。また、今年度
につきましては、機械等の設定が必要ですので、それに関する契約について5月初めに契約
しております。

(会長)

導入経費はいくらですか。

(担当課)

もともとの導入経費については3,500万円程度です。年間の経費については、500
万円から600万円です。しかし、自庁で運用管理するよりは、緊急対応等含めてクラウド
の方が安心ですし、自庁に置いておくよりも、災害が発生した時点で、データを確保する安
全性は高いと考えます。また、上下水道部は別の庁舎になりますので、耐震性の問題もあり
ますし、その部分についても安心できると考えます。

(会長)

上下水道部は民間委託されていますよね。口座名を打ち込む等の作業の監視、監督はどの
ようにされているのでしょうか。

(担当課)

入力業務については、受託事業者で責任をもって入力しておりますが、内容確認につい
ては、発注者であるお客様サービス課で、ある一定期間で確認しつつ、連携をしております。

(委員)

先ほどの生活保護の案件は、使用料でしたが、今回の契約も同じですか。

(担当課)

システムについては使用料で支払います。保守を含めて使用料として、月々支払います。

(会長)

高い経費がかかりますね。

(担当課)

取り扱う収納料金が多いので、その分件数もたくさんあります。対象水栓戸数が3万3千件ほどありますので、それを全て管理するとなるとシステムも大きなものになります。

(会長)

データセンターの業者名を教えてください。また、水道料金のクラウド化は、他の自治体でも進んでいるのでしょうか。他の自治体も同じデータセンターを使用しているのか、あるいは違うデータセンターがいくつかあって、自治体ごとに個別に契約をしているのでしょうか。

(担当課)

今回契約しようとしているのは、「関電システムソリューションズ株式会社」です。関西電力が受託、運営している子会社のデータセンターです。自治体におけるクラウド化も進んできています。

(会長)

水道事業の民間委託が進んできていますし、受託業者も自治体ごとに違い、またデータセンターもそれぞれ違います。

(担当課)

データセンターもLGWAN—ASPを使用しています。LGWANは総務省が管理しておりますので、そこで厳しいセキュリティチェックがあります。また、業者の選定におきましては、プロポーザル方式を使用し、名乗りを上げていただいた3社の中から最低価格、かつ、セキュリティも確保されている業者を選定しております。

(会長)

よろしいでしょうか。それではありがとうございました。今後、それぞれの業務でクラウド化が進むとコントロールしにくいですね。料金の設定の方式も、業者も様々ですね。

(事務局)

基本的には、京都府内の市町村は基幹業務支援システムを使用し、共同で事務をしておりますが、そこから外れた細かなシステムはいくつかあります。

(会長)

豊能町でも、図書館のサーバーをクラウド化するという案件があるのですが、お金はどうするのかという問題もあります。便利にはなりますが、お金はかかりますね。

(委員)

システム等の更新については企画調整課が担当しているのでしょうか。

(事務局)

システム等に関しては、総務課が担当しておりますが、各課の個別業務のシステムまで把握ができておりません。

(会長)

自治体での費用発生はどのようなものになるのかが問題ですね。

この協議事項について、委員の皆様よろしいでしょうか。

《委員了承》

(会長)

では、了承とします。

協議事項についてはこれで終わります。

次に、報告事項に入ります。1件目は、昨年12月の審議会で協議しました「児童生徒の健全育成に関する学校警察連携制度について」事務局からお願いします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(会長)

この制度を利用するような事案は発生しているのでしょうか。

(事務局)

現時点では、発生しておりません。

(委員)

ガイドラインはどのようなものでしょうか。協定書の中に書かれていないものが、ガイドラインに載っているかと思うのですが。また、チラシを保護者に配布されたということですが、説明をして配布したのか、ただ配っただけなのか、どちらでしょうか。警察が保有する個人情報が学校に伝わるということが、明確になっていないように感じます。協定書の第4条第3項「警察は、この協定に基づき第1項第1号オの連絡対象事案に係る連絡をするときは、原則として、当該連絡対象事案に係る児童生徒及びその保護者の同意を得るものとする。」とありますが、これは被害者の場合ですよね。それ以外の場合は、同意なく連絡するということが書かれておりません。本来はそのことを明記するべきだと思います。協定書の書き方としては、批判を受けそうなことは書かないでおこうという姿勢が見受けられます。

(会長)

これはすでに締結されているので、仕方ありません。

(委員)

ガイドラインに、同意なく連絡する旨が書かれているのならば、その内容を見せていただきたいと思います。

(会長)

ちなみに、チラシの配布方法や、説明の仕方等はわかりますか。

(事務局)

担当課に直接説明をしていただきます。

《担当課入室》

(会長)

急遽お願いし申し訳ございません。ガイドラインの中身と運用についての説明と、チラシを学校で配布した状況について教えていただきたいと思います。

(担当課)

学校から保護者へのチラシの配布方法は、各学校によって違います。例えば、PTAの総会で説明をしながら配布した学校もあれば、生徒へ渡して家庭へ持ち帰っていただき、保護者の方へ渡してもらう方法を取った学校もあります。

(委員)

チラシに記載されている内容の部分ですが、「主に以下の事柄について連携をします。・児童生徒の安全確保に関すること。・児童生徒の非行防止、再犯防止に関すること。など」とあり、漠然としたものです。具体的に「個人情報を連絡します。」という説明はあったのでしょうか。

(担当課)

全ての学校の状況は、わかりかねますが、チラシにホームページのアドレスを載せており、ホームページには協定内容として、同意をいただく内容や、「生徒や保護者に連絡したうえで学校に連絡すること」等、より詳しく掲載しております。

(委員)

連絡する旨を伝えて、その状況を説明して警察から学校に連絡することは、協定書には書かれていないのですか。

(担当課)

ガイドラインにそういった取り決めに記載しています。

(委員)

保護者の方がこのチラシを見た限りでは、どのような連携なのかが、よくわからないように思います。

(担当課)

このチラシについては、このような制度があるということを周知するために作成をしまして、そのうえでホームページに、もう少し詳しく協定書の内容や、連絡をして通知をするということを示させていただきました。

(委員)

ガイドラインと協定書がセットで、この「児童生徒の健全育成に関する学校警察連携制度について」の中身になると思います。審議会に提案する以上、全体がわかる資料を見せていただいて議論する形にしてほしいと思います。

(会長)

ガイドラインは各学校に配布されていますか。

(担当課)

配布しております。

(会長)

連絡票の書式の細則はあるのでしょうか。

(担当課)

警察から連絡をもらった際に、学校がそれを控えておける書式ですね。

(会長)

そうです。例えば、神奈川県では、協定書、ガイドライン、施行細則があり、書式も併せて作成されており、実際の運用が見えるような形で揃えるのが最終的には望ましいと思います。連絡票の様式は実際にはあると思うので、連絡票の保存期間など、文書管理等も含めて全体像を定めていけば良いですね。

(担当課)

文書管理については、ガイドラインにも記載しているとおりで、該当生徒が在籍している間だけ保管することになります。

(会長)

期日はそうだと思います。どんな具体的なものが保管されるのか、最もセンシティブな情

報なので、取扱いには十分に注意が必要です。では、報告事項ですのでこれで終了とします。

報告事項 2 件目「情報公開及び保有個人情報の開示請求状況等について」事務局からお願いいたします。

(事務局)

《資料に基づき説明》

(委員)

任意的公開開示請求とは何ですか。

(事務局)

情報公開制度は平成 13 年から始まり、それ以前の情報につきましては、任意的公開開示請求に基づいて行っております。

(会長)

現時点で審査会の案件はありますか。

(事務局)

ありません。

(会長)

他に意見はありませんか。それでは以上で終了とさせていただきます。

《審議会委員の任期、委嘱替えについての事務連絡》

(事務局)

それでは、閉会にあたりまして、副会長からご挨拶をお願いします。

(副会長)

本日はありがとうございました。先日、新潟で下校途中の児童を狙った、非常に悲しい事件が起きました。子供を捜索するための資料を、学校側が必要な範囲で、かつ、最大限の情報を警察へ提供しないと捜査は進みません。しかし、学校側もどこまで情報を提供しているのか、悩まないといけません。今回、学校と警察の連携案件もありましたが、情報の提供がどこまで必要かどうかを見分ける必要があります、私たちはとても難しい問題を取扱っているのだと思います。様々な事例に鑑みて、意見を交換しながら、お互いに修養に励みましょう。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして終了いたします。